

下田市医療、介護、社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、急激な物価高騰の影響を受けながらもサービス等の安定的な提供を継続している市内の医療機関、介護事業所及び社会福祉サービスを提供する事業所（以下「医療、介護、社会福祉施設等」という。）の経済的負担を軽減し、質の高いサービス等を継続して提供できるように、医療、介護、社会福祉施設等に対し、下田市医療、介護、社会福祉施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関し、下田市補助金等交付規則（平成30年下田市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業者)

第2条 支援金の交付の対象となる事業者（以下「交付対象事業者」という。）は、令和7年4月1日現在において継続的に市内で次に掲げる医療、介護、社会福祉施設等の運営及び事業を行う者とする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院のうち保険医療機関である病院
- (2) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち保険医療機関である診療所
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局のうち保険薬局である薬局
- (4) 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に基づき、保健所に届け出ている施術所で保険の対象となる施術を行った実績のある施術所
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条で規定する各種介護サービスに係る事業を提供する施設又は事業所
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス又は同条第18項に規定する相談支援を実施する施設又は事業所
- (7) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2に規定する障害児通所支援又は第7条に規定する事業を行っている施設又は事業所

(8) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条に基づき、県知事の指定を受け、業務を行う事業所

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象事業者としないものとする。

(1) 市税を滞納している者

(2) 下田市暴力団排除条例(平成23年下田市条例第10号)で定める暴力団、暴力団員等又は暴力団員密接関係者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、次の表の左欄に掲げる事業所面積の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額とする。

事業所面積	基本支援金額	備考
100m ² 未満	35,000円	1 事業所面積は、事業実施のために管轄する自治体に届け出た事業区分の面積とする。ただし、事業所の面積の届出を必要としない事業の場合は、図面等を参照し、市長が当該事業に供する面積と認める部分の面積とする。 2 1区画内で複数の事業を実施している場合は、主たる事業に合算した面積とする。
100m ² 以上～300m ² 未満	70,000円	
300m ² 以上～600m ² 未満	140,000円	
600m ² 以上～1,200m ² 未満	280,000円	
1,200m ² 以上～1,800m ² 未満	420,000円	
1,800m ² 以上～2,400m ² 未満	560,000円	
2,400m ² 以上～3,000m ² 未満	700,000円	
3,000m ² 以上～3,600m ² 未満	840,000円	
3,600m ² 以上	1,050,000円	

2 市長は、前条に該当する事業者について、前項の表により算定した基本支援金額に次の表に定める基準により算定した加算額を加算するものとする。

病床等加算	加算額	備考
病床数	6,000円/床	病床数とは、令和7年4月1日現在において管轄する自治体に届け出ている病院・有床診療所の許可病床数をいう。ただし、食事提供体制の取れていない数を除く。

入所定員数	15,000 円／人	(介護関係) 入所定員数とは、令和7年4月1日現在において、管轄する自治体に介護保険施設として届け出ている施設、認知症対応型共同生活介護施設及び小規模多機能型居宅介護施設（宿泊サービス利用）の定員数をいう。ただし、通所系サービスは除く。 (障害関係) 入所定員数とは、令和7年4月1日現在において管轄する自治体に障害施設として届け出ている入所・居住系サービスの定員数（日中活動系サービスの定員数は除く。）をいう。
-------	------------	--

（支援金の交付申請）

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年5月7日までに下田市医療、介護、社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 支援金の交付は、1事業所につき1回限りとする。ただし、同一法人内に複数の事業所を有する場合は、まとめて申請を行うことができるものとする。

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請の内容を速やかに審査し、支援金の交付の可否を決定し、下田市医療、介護、社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に審査の結果を通知するものとする。

（実績報告等の省略）

第6条 市長は、第4条の規定による申請書の提出をもって、実績報告を受けたものとみなす。

2 市長は、前条に規定する交付決定書をもって、当該支援金に係る確定通知を行ったものとみなす。

（支援金の請求）

第7条 支援金の交付決定を受けた者は、第5条に規定する決定通知を受領した日から起算して10日を経過する日までに、下田市医療、介護、社会福祉施設等物価高騰対策支援金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(支援金の取消し等)

第8条 市長は、支援金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が偽りその他不正な手段により交付を受けたものと認めるときは、支援金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した支援金を返還させるものとする。

(書類の整備)

第9条 交付決定者は、支援金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(調査等)

第10条 市長は、支援金に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条、第9条及び第10条の規定は、この要綱の失効後もなお効力を有する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

下田市医療、介護、社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書

年 月 日

下田市長 様

下田市医療、介護、障害福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱第 4 条の規定により、下田市医療、介護、社会福祉施設等物価高騰対策支援金の交付を次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者

事業内容		
事業所名（店名）		
事業主		
所在地 （市内住所）	〒	
施設区分 ※該当区分を○で囲み、必要事項を記入してください。	医療関係機関	病院（ 床）・有床診療所（ 床）・無床診療所・訪問看護ステーション・保険薬局・施術所
	介護関係機関	入所（定員 人）・通所施設・訪問・その他（ ）
	障害福祉関係機関	入所（定員 人）・通所施設・その他（ ）
建物所在地における 区分ごとの面積等		

2 申請額 _____ 円

3 交付要件確認事項（以下の内容を確認し、異議がないときは、□に☑をしてください。）

- ☐ 下田市暴力団排除条例（平成 23 年下田市条例第 10 号）で定める暴力団、暴力団員等又は暴力団員密接関係者が経営に関与していません。
- ☐ 市税の納付状況を市が確認することに同意します。

4 添付書類

- (1) 事業所等が下田市内に所在することを証する書類
- (2) 事業に供する面積が分かる書類（営業許可書類や図面など）

第 号
年 月 日

様

下田市長

下田市医療、介護、社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで交付申請のありました下田市医療、介護、社会福祉施設等物価高騰対策支援金について、下田市医療、介護、社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

☐ 交付決定
交付決定額

円

☐ 却下
理由

請 求 書

金 円

下田市医療、介護、社会福祉施設等物価高騰対策支援金として、上記金額を請求します。

年 月 日

所在地
名称
代表者

印
(自署の場合は不要)

下田市長 あて

振 込 口 座 情 報				
金 融 機 関 名		銀 行 金庫・組 合 農協・漁 協	支 店	
金 融 機 関 コード (4 桁)			支店コード	
口 座 種 別	普通・当座	口座番号		
口座名義人（カナ）				
口座名義人（漢字）				

注）通帳の写し（口座名義及び口座番号が確認できる書類の写し）を添付すること